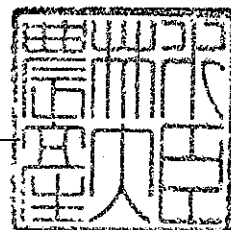




20消安第6123号  
平成20年9月12日

食品安全委員会  
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 太田 誠



### 食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

### 記

1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、以下に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

- (1) 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリス AE+Pox）
- (2) 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクト IB/AK）
- (3) 豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン（パルボテック）
- (4) 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査すること。

鶏伝染性気管支炎生ワクチン（4-91株）（ノビリス IB4-91）

